

学童クラブ保護者 各位

日野市長 大坪冬彦

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 5月7日(木)以降の学童クラブの育成について(要請)

平素より、学童クラブ運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都内では感染経路不明の感染者が増加を続け、医療現場が機能不全に陥ることも懸念されるなど、予断を許さない状況となっています。

これまで保護者の皆様には、ご自宅での児童の育成についてご協力いただいております。学童クラブでも感染防止対策に取り組んでいますが、施設の特性上、どうしても3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難な状況にあります。日野市内でもいつ、だれが感染するかわからないという今般の情勢下にあって、学童クラブの支援員は不安を抱えながらも、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している保護者とその児童のため、日々懸命に育成を行っています。

**児童及び支援員等の安全確保と学童クラブの運営継続のためには、規模を縮小して育成を実施する必要があります。可能な限り登所を自粛していただきますよう改めて要請いたします。**

なお、5月7日(木)以降の学童クラブの育成については、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 5月7日(木)以降の学童クラブの開所時間

##### (1) 小学校が休業の場合

###### ・ 午前8時から開所

(土曜日は、しんめい・七小・五小学童クラブを除き、午前8時30分から)

- ・ 三季休業コースの方も、「2.受入条件」のすべてに該当する場合は利用可能
- ・ お弁当と健康観察カードが必要です。

##### (2) 小学校が再開される場合

###### ・ 学校終了時(放課後)から開所

- ・ 三季休業コースの方は、利用できません。
- ・ 給食がない日は、お弁当が必要です。

【裏面あり】

## 2. 受入条件

- (1) 保護者の仕事や疾病等、ご家庭での育成が真に困難な場合
- (2) お子様に風邪の症状がなく、体調が良好である場合

## 3. 注意事項

- (1) 在宅勤務で子どもを見ることができる場合や、育児休業中や求職中、仕事を休んで家庭で育成が可能な場合は、登所を自粛してください。
- (2) 保護者が風邪等の症状によって通院される場合も、学童クラブの安全な運営を継続するため、登所を控えていただきます。
- (3) 学童クラブに登所されているご家庭については、子育て課にご提出されている在職証明書を確認の上、支援員よりお仕事等の状況の確認をさせていただきますので、ご了承ください。

### 学童クラブの「欠席届」について（お知らせ）

～ パソコンやスマートフォンから申請できます ～

1. 5月において、連続して15日以上欠席（土・日・祝日含む）することを事前に届け出た場合（例. 5月1日～15日、5月7日～21日）  
5月の学童クラブ費、延長育成費が2分の1減額となります。
2. 5月において、全日数欠席することを事前に届け出た場合  
5月の学童クラブ費、延長育成費が免除となります。

#### 3. 注意事項

- ① 本来は、欠席する前日までが「欠席届」の申請期限となっておりますが、特例として、5月7日(木)までに欠席届を申請していただければ、5月1日からの欠席届でも対応いたします。
- ② 5月8日(金)以降は、翌日9日(土)からの欠席届の申請のみ受付できます。
- ③ 欠席届を提出した場合は、その期間の学童クラブの利用はできません。
- ④ 減免を受けるためには、欠席の連絡だけでなく必ず申請が必要となります。
- ⑤ 児童の疾病など、特別な理由を除き、年間累計で2カ月以上の欠席届がある場合は退会となりますが、「新型コロナウイルス感染症の感染防止」を理由とする場合は、当分の間、退会の扱いとはなりません。感染症の状況（終息）によりこの取り扱いを変更する場合は、改めて保護者の皆様へお知らせいたします。

日野市子ども部子育て課  
電話：042-514-8636(直通)

5月分の欠席届は  
こちらの  
QRコードから  
(日野市のホームページ)

